

般若中觀への道

(下)

——「入中論」第六章の試訳
〔一〕——

小川一乗

はじめに

本稿は、拙稿「般若中觀への道」(上)、「大谷学報」第五十一卷第二号)の続きである。この(上)(下)二稿をもって、月称 Candrakīrti の入中論 Madhyamakāvatāra の第六章の窮屈の部分の和訳解説を試みたのである。ちなみに、本稿で取り扱った部分に統いて、月称は四生(自生、他生、共生、無因生)の否定を内容とする法無我と人無我とともに空性を詳細に説明している——次に掲示した科文における「C、それ(理証)によって証明された空性の区別を解釈する」の部分——。

次に、本稿までの(上)(下)二稿において試訳した部分の科文

を、ツォンカパの釈疏のそれに基いて掲示すると、次の如くである。

第六現前地(入中論第六章)を解釈する

——、第六現前地の語義説明と般若波羅蜜多の勝れていることを説く

——、般若波羅蜜多の讚嘆

——、甚深なる縁起を見る眞実性を解釈する

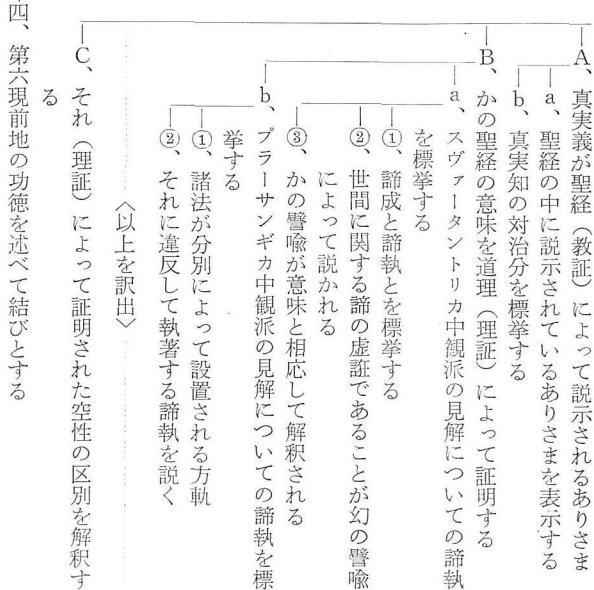
——、甚深なる縁起の意味を解釈して宗とする

——、甚深なる縁起の意味を解釈する器を標榜する

——、それ(甚深なる縁起)を解釈するとき功德が生起するありさま

——、空性の見を聞くにふさわしい器を持つ人々に対しても聴聞を勧める

——、縁起の眞実が如実に解釈されるありさま



れるありさま

a、聖經の中に説示されているありさまを表示する

—C. M. A. p. 80, L. 10~p. 81, L. 3, M. A. T.
 140as~142a², T. G. S. 70b²~71a¹—

次の如く、聖十地經の中】^①

「ああ勝子達よ、菩薩の第五地において、第六地に入るための靜慮波羅蜜多を内容 (laksana) としている道を完成 (suparipūrṇa) したがの菩薩は、菩薩の第六地に入る。それは、靜慮 (dhyāna=定 samādhī) の力によって、すなわち定心 (samāhita-citta) によって真実の如くに確知するをもつて、般若 (prajñā) を勝れたものとなすのである。かれは、蘊処界の「一切」法の十平等性 (samatā) によって第六地に入る。十〔平等性〕とは何か、といひねば、すなわち

(本試訳文に關する凡例は、先の拙稿上において掲示したので、省略す)^②

5、縁起の真実が如実に解釈されるありさま
 A、真実義が聖經 (agama・教説) によって説示さ

(本試訳文に關する凡例は、先の拙稿上において掲示したので、省略す)^②

(1)、一切法は無原因 (a-nimitta・表徴でもないもの) にして平等性である。およそ遍計所執 (parikalpita) の分別 (vikalpa) を離れた戲謔 (prapañca) なきかの法界 (dharma-dhātu) は無原因 (a-nimitta・表徴でもないもの) であり、一切の分別知識 (vikalpa-jñāna) の境界 (viṣaya) でなし。それ故に、一切法は円成実 (parinī-

spanna) を自性 (svabhbāva) としているから、無原因にして平等性である。

(2)、一切法は無表徵 (a-lakṣaṇa・表徵が無であるもの)^②にして平等性である。およそ遍計所執の所言能言の本質である所執能執を行相 (ākāra) としている一切法は、〔実には〕全く無であるが故に、遍計所執の表徵 (a-lakṣaṇa) は、それ故に無表徵 (a-lakṣaṇa・表徵が無であるもの) であるから、無表徵にして平等性である。

(3)、一切法は不生 (anutpāda) [にして平等性] である。^③およそ勝義 (paramārtha) なる円成実性は、自からの本質 (sva-ātmaka) として生じるものでない (anutpāda) が故に、不生にして平等性である。

(4)、「一切法は」無生 (ajāta) [にして平等性] である。

およそ円成実性は、因と縁によって生じない (ajāta) が故に、無生にして平等性である。

(5)、「一切法は」寂滅 (vivikta) [にして平等性] である。^④およそ真実の自性であるかの円成実性にして、煩惱の汚れを離れている一切法は、本来的に (prakṛtyā) 解脱 (vimukti) しているが故に、寂滅にして平等性である。

(6)、「一切法は」最初から清淨 (ādi-visuddhi) [にして平等性] である。およそかの円成実性において、先に

生なき] よって後に一切法が滅する「いみ」がないが故に、最初から清淨にして平等性である。

(7)、「一切法は」戯論なきもの (niśprapañca) [にして平等性] である。およそ勝義なるかの円成実性には能取 (grāha) する正智において戯論なき故に、それによって所取 (grāhya) される一切法において戯論がない。それ故に戯論なきものにして平等性である。

(8)、「一切法は」不來不去 (anāyūha-anīryūha) [にして平等性] である。^⑤およそ勝義なるかの円成実性において、作用 (kriyā) なき故に、他生に他なる蘊 (skandha) を去すことも、他なる蘊を取 (来) ることも、勝義として無いから去來なき故に、不來不去にして平等性である。

(9)、「一切法は」幻と夢と眼華と山彦と水月と影像と変化との如くにして平等性である。^⑥およそ有情と器との両世間によって攝せられる諸事物は、「すぐり」幻と等しい。幻によつて幻化された象等の如く、〔実際には〕存在しないのに存在するものとして見られるが故である。云々^⑦。

(10)、「一切法は」存在と非存在との両方でないもの (bhāvāḥ-bhāvādvyaya) [として平等性] である。およそ存在 (bhāvā

・有) やあるべより 括註 (astivā) やある、非存在 (abhāva・無) やあるべより無註 (nāstivā) であるといふ。それら両方を否定して平等註である。

かれは、一切法の本性 (sarvadharma-svabāva) を「○に確実に了解すべし」と (pratyavakṣemāna)、初地に闇心 (apekṣyā) やむめて勝れて到達している (agratām prāpta) が故に、智慧 (prajñā) 聰く鋭敏に

「(tiksṇayā) 仏地に隨順する (anuloma) 無生法忍 (anutpatti-dharma-kṣānti)」^④、菩薩の第六現

前地に到達する (anuprāpnoti)】

説かれてる如くもあ。

- (1) Daśa-bhūmika-sūtra (Buddhist Skt. Texts, No. 7., ed. Dr. P. L. Vaidya) p. 31., P. T. P. vol. 25, No. 761, 1i. 101b⁷~102a⁶. 第六地の章 Abhimukhi nāma saṃti bhūmih の標題の文章。少しへ省略されて引かれている。
- (2) 以卜の平等性に関する補足語は、ヤマト M. A. T. は依る。これによると Jayānanda が、Yogacara の用語を使用して語りが知られる。
- (3) M. A. T. やマトの各々の譬諦 (轍跡) はついて、各个方面に関して註釈を与えてる (141a⁵~b⁸)。しかも、「A」についての註釈のみを掲示した。
- (4) ヤマト訳には dños-po yod-pa dan/dños-po med-pa

dan/gñis-ka mat-yin-pa (有ふ無ふ) 有無へい) あらわゆるの) あら、少しく不明瞭である。
 (5) T. G. S. やは、「隨順する」は第八地の無生法忍に隨順するにあらが、不退転の菩薩位を得るにとどまるが、この無生法忍を、ツォンカペは菩薩の第八地に配当している。この点について、ツォンカペの「菩提道次第論」においても指示されている(長尾雅人著「西藏仏教研究」三五一頁参見)。

b、真実知の対治分 (pratipakṣa) を標準する

——T. G. S. 71a¹~b¹——

〔研究〕 本章は、直前の本文 (十地經よりの引文) に対する直接的な註釈である。本文を理解する上で必要と見なされた点は、先章における註釈と共に、本文の補足語としてすでに利用したが、それ以外に特別に紹介する必要のある点はない。ただ、ツォンカペが、M. A. T. を參見していることは明らかであるのに、しかも M. A. T. において顯著であった瑜伽唯識思想に独特な術語は、何れに一語も使用されていない。

B、かの聖經の意味を道理 (yukti・理詮) によって証明する ——T. G. S. 71b¹~72a¹—

〔研究〕 以下の諸章は、縁起の真実（空性）についての直前の聖經（十地經）による教証（āgama）に対する理証（yukti）に関するツォンカペの註釈的研究である。すなわち、ツォンカペは、本文が引続いて理証の内容を委細に説明しようとするのに先立つて、本章以下の諸章において、その理証——空性を道理に基いて証明する——に関する「序説」を展開しているわけである。

は、「^(④) 諸（satya = paramārtha）に関する理解の仕方である。

まづ、

「諸法は諦無（satya-asattā・諦として無=空性）」であると決定して、それを「^(⑤) 諸法が」諦として成立する（satya-siddha・諦成）。その仕方はどのようなものであるかといふれば、〔諸法が〕諦として執著され（satya-grāha・諦執）仕方とを確知しないとも、眞実の見（tattva-darsāna）を必ず試せり」となる。入菩提行論 Spyod-hjug の中で、

〔妄分別された事体（kalpita-bhāva）に触れずに、それが（事體）が無（abbhāva）である」とは理解されない』

として、妄分別された事体、すなわち所滅（pratiṣ-

dhyā）の一般的な様相（sāmanya [-lakṣaṇa]・通相）を確實に知識（buddhi）の上で知らぬ事も、かの所滅が「本来的には」無であると確實に理解する」とはできないと、「入菩提行論に」説かれているから、「實には因となりえない」無を因としている諦成と、寂（śūnya）なる所滅の行相（ākāra）とを知識の境界において的確（yatihāvat・如理）に知らな」とき、諦無と空の自体（svarūpa）へを確實に決定しえな」（71b¹⁻⁴）

と述べられて、いに「諸（satya）」は「真実（tattva）」へいう意味で述べる。いの「諦」とは「真実（tattva）」へいう意味であつて、後に明示されるやあるいは如く、「勝義（paramārtha）」「実性（bhūta）」をシノニムとしている^(⑥)。第一に「諦無（satya-asattā）」へば、「諦（勝義）」へ「無」へいう意味であり、その反対概念は、「諦有（satya-sattā）」「勝義有（paramārtha-sattā）」である。第二に「諦成（satya-siddha）」は「諦（勝義）として成立する」^(⑦)と、うりであり、「諦有」とシノニムである。いの「諦成」に伴なつて生じる（共生）のが第三の「諦執（satya-grāha）」である。

さて、以上の如き「諦の三態」において、第一の諦成と第三の諦執とを明らかにして、それを批判していくことよ

り、第一の諦無・空性のあり方が明確にされていくのである。」のよう、以下の入中論本文において、空性説示の理詮が展開されようとするに先立つて、その空性・諦無を明確にするために、「」に批判の対象となる諦成と諦執とは、その関係の上で不可分といえるが、ツォンカペは、諦執を重視し、諦執を滅尽する」といそ最も肝要であると附言して、「道理によつて所滅を否定しても無始よりはたらいていの諦執(satyā-abhibhīvivesa・諦として固執する)」は少しも損害されない」(71b⁶)と述べ、「まず最初に自からの相続(sva-samitāna・主体)における諦執を滅尽して、それ(諦執)の行境を破滅(duṣṭāṇa)する」とおいて、諸道理が、現実(dhīos)へ繋がりはじめて行なわれるというあり方を知るべきである」(71b⁷)「」と強調している。

かくして「諦執」への批判が展開されるが、サナタナ派について、スヴァーダントリカ中觀派とアーラサンギカ中觀派との見解の上で「諦執」の問題の仕方を分けて説明しようとする。

① 「」の「諦(satya)」は、月称の中譯紙 Prasannapadā, Skt. p. 44, l. 12 と “idam satyābhīvivesa” (」が諦なりと固執す) は々と説かれて 」の場合の satya である。従つて、所謂「四諦」や「二諦」を指すのではない。たとえば、月称の四百論綱の第九章破常品で、わかれている如き (山口益「月称造四百論註釈破常品の解説」鈴木學術財團研究年報 1、一九六四年、十四頁)において理解される「諦(satya)」の意味である。satya-siddha(諦成) satya-sattā(諦有) へんら意味は dravya-sattā(實有)、svabhāva-sattā(自性有) へんべいへんゆめり、云々の場合、」の「satya (= paramārtha)」へんべいへんめり、「実体的な」(dravya) へんべいへん意味である。

② Bodhicaryavāratā-panjikā(Buddhist Skt. Texts, —No. 12, ed. Dr. P. L. Vaidya), p. 266, last., P. T. P. vol. 99, No. 5272, 41a. 第九章第一四〇節 a ~ b, チマムテ語七音節一句。

③ 「諦執」等の訳語について、長尾雅人博士「中觀哲学の根本的立場」(哲學研究第三十一卷第九冊、第十一冊、第三十一卷第一、二冊)、同博士著「西藏佛教研究」及び拙著「インド大乘佛教における如來藏・仏性的研究」を參見されたい。尚「諦成、諦有、諦執、諦無」等の還元 Skt. に 」では、長尾博士の同著を參見した。

④ Bodhicaryavāratā-panjikā(Buddhist Skt. Texts, No. 12, ed. Dr. P. L. Vaidya), p. 187, l. 7 “satyatāḥ paramārthatāḥ” (諦めしとは勝義としやどある) へんべい用例もある。

⑤ いの「諦執 (satya-grāha)」の内容をより明確に表わせば、
①におけるが如く、satya-abhinivēśa といふ Skt. を与える
のが適切かと思われる。

a、スヴァーダントリカ中觀派の見解についての諦執を標挙する

①、諦成と諦執とを標挙する

—T. G. S. 72a²~73a⁵—

〔註釈〕 中觀派におけるスヴァーダントリカ (Mādhyamika-svātantrika) は、ツォンカペによると清弁 Bhāvaviveka によつて代表されてい。その思想の特色は、中觀派として「勝義無（勝義として一切法畢竟空・無自性）」といふ立場では、月称のアーラサンギカ中觀派 (Mādhyamika-prāsaṅgika) と同じであるが、敵者を論破するためには、自かの主張を自立的に論証する論証式 (svatantra-anumāṇa) を用いる立場を取り、その自立的な論証式を成り立たしめんとする立場から、世俗（現実）における諸法の存在性（実世俗）を「世俗有 (saṁvṛti-sattā・世俗として有)」として認める点にある。いの「勝

」とであり、勝義と世俗とを明確に区分して、「世俗有→勝義無」を主張するものである。ちなみに、いの「勝義無世俗有」の立場が、「勝義有 世俗無」を主張する瑜伽唯識説と対峙する思想であることは、仏教における無と有との対論、として周知されている。

もて、ツォンカペは、まず、いのスヴァーダントリカの思想に關して、Kamalaśīla の中觀明 Dbu-mā snāṇ-ba を引いて説明している。すなわち、勝義無世俗有であるといふのであるから、「世俗としての有」という方軌を述べる「スヴァーダントリカにとっての」廻遮される分 (vini-vartana-pakṣa) としての有 (sat) とは、勝義 (paramārtha) として、或は諦 (satya) としての有「であり、世俗としての有でない」と知らね」 (72a³) と述べ、勝義と世俗に關して、

「實には自性なき諸事物 (bhāva) の上」、しかもそのとより相反する「有自性としての」行相 (ākāra) を増益 (samāropa) する迷乱の知識 (bhrānta-buddhi) であるそれが、世俗 (saṁvṛti) であるれ」 (72a^{4~5})
「同じく経中に、

「諸事物が生じるのは世俗としてである。勝義としては無自性であり「生じない。しかるに」無自性につい

て迷乱するかれは、実世俗 (tathya-saīnvṛti・諦まりのない世俗=虚妄なるわる事物) を主張する』と説かれている。この中に明示されているが故に、これによつて解明されているのは、知覚される一切の虚妄なる事物は、世俗のみ (saīnvṛti-mātra・唯世俗) であるといふことである」(72a⁵⁻⁶)

と。」の中観明 Madhyamakaloka よりの引文に対し、ツォンカペは註釈して、「勝義として無自性であるのに、勝義として有であるといふのが迷乱であり」(72a⁸⁻⁹~b¹)、この迷乱が「真実を覆障している (saīn-vṛti-)、といふ意味で世俗 (saīnvṛti) であるところ。」の場合、「勝義 (= 諦) として有」ということが諦成であり、その諦成に執著するのが諦執であるが、その「勝義 (= 諦) 有」の觀念が、迷乱せる世俗の知識によつて分別された唯世俗としてではなく、すなわち

「[事物の有が、世俗の] 知識において見られ、或は知識 (分別) にみこむ詰屈かねのではなく、^(④)の (arītha) の存在いのもの (sdod-lugs) として有であるといふのが、諦 (saītya) = 勝義 (paramārtha) と實性 (bhūta) として有であるといふことであつて、それ (諦有・勝義有→諦成) に執着するのが諦執を共に生じる」(72b⁵⁻⁶)

と説明されていく。」に、ジョンカペによつて説明されているスヴァーダントリカにおける諸法に対する「諦成→諦執」とは、たえとば、Vaiśeṣika (勝論) においてその実在性が主張される dravya (実) 等の六句義という如き「ものの存在そのもの」が実有であるとされる勝義有の立場において認められる。しかしながら、諸法は勝義として無自性であり、唯世俗 (saīnvṛti-mātra) としての存在であり、それは、世俗の知識・分別によつて設定された存在でしかない。このように勝義無にして唯世俗である諸法に対して、スヴァーダントリカが、勝義無を主張しつつも、世俗の知識の中の実世俗を、世俗有なる、世俗における真実 (諦)、として容認する点を、ツォンカペは批判しようとしているのである。すなわち、先に示した如く、中観明が經を引いて、「無自性について迷乱するかれは、実世俗を主張する」と説いていた部分を取りあげて、スヴァーダントリカへの批判としているのが注意される。実世俗を世俗有として容認するスヴァーダントリカといえども、勝義無を主張することにおいて、その世俗有が、世俗をどのよう理解するかという點で唯世俗を主張するツォンカペの立場——プラーサンギカ——と相違してくるのである。

- (1) これに対して、**シヨンカペ**の立場である月称の**プラーサンギカ**は、「自立的な論証式」を承認せず、論証における自らの証権 (*pramāṇa*) を用いず、専ら反対論者の証権を以て、反対論者の主張を逆に論破していく。従つて、後に説明されるであろう如く、唯世俗を世俗有とせず、無明による仮設有となす。ちなみに**シヨンカペ**は、この世俗有を主張する**スバダーナトトリカ**のことを、「有自性論者 (*svabhāvavādin*)」²⁴と呼び、その著書「菩提道次第論」(P. T. P. vol. 152, No. 6001) の中で、「言説として (*vyavahāratāth*) やれどに於て自相成就の自性の有なることを許す所の独自論者 (*svātantrika*)」(長尾雅人著「西藏仏教研究」一六五頁) と説明している。
- (2) T. G. S. 72a⁴⁻⁶, Madhyamakaloka, P. T. P. vol. 101, No. 5287. 154a²⁻⁶
- (3) 典拠不明
- (4) *yañ-dag kun-rdzob-yañ-dag-paḥi* *kun-rdzob, tathyat-*
sāmivṛti トドカ Skt. せ Bodhicaryāvātāra-pañjikā, chap. IX トドカ。この語は *mīthyā-samvṛti* (邪世俗) と共に用いられ、世俗の一態を示す重要な用語である。例えば Bo= *dhicaryāvātāra-pañjikā* の中や、「世俗」は実世俗と邪世俗としてある。すなはち、およそ縁りで生起せる諸等の事物の自体にして、過失を有するのない諸根によって得られたものは、世間という立場からまさに諦 (satya) である。また、幻、陽炎、影像等に対し、「それらが」縁生であるのに、過失を有する根によって「諦なるものとして」得られるとき、及び外教が自からの定説によって妄分別したものの如きとも、「それらが」世間よりしてあらに邪 (mūhya) で

ある。……しかもリの両方はともに、正見を持てん聖者たちにとて虚妄 (*mīśā*) である」(Skt. p. 353, l. 7-) と説明されても。尚、この *tathyā-samvṛti* のシハニムとして「仏教における無と有との対論」(参見) し、**シヨンカペ**もこの語について、「菩提道次第論」の中で闇説している(長尾雅人著「西藏仏教研究」一七七~一七八頁参見)。

(5) = *gnas-lugs, gśis-lugs*, 語の意味からして、**存在**そのもの。トドカ。この語はときあつて、存在そのものは空であるという意味によつて、**空性**のシノニムとなりえる。格西曲礼藏文辞典、ダス藏英辞典参見。

- (6) 本稿四四頁註(1)に註記した如く、月稱は *satya* のシノニムとして *svabhāva, nitya, dravya, vastu, sāra* を示している。

- (7) スバダーナトトリカ (→清弁) トドカ。 「世俗有・実世俗」とはあくまでも後得清淨世間智としての役割を持ち「世俗有→勝義無」のための世俗諦であり、世間の証権 (量) となるものとされる。これに対して**プラーサンギカ**にとつて、世俗はあくまでも「唯世俗」であり決して世俗諦となりえないといふ。(長尾雅人「中觀哲学の根本的立場」哲學研究第三十一卷第十一冊参見)。

(2) 世間に關する諦の虚誑であることが幻の譬喻によつて説かれる。 — T. G. S. 73a⁵~74a —

の唯世俗と、そうでない勝義有とが、譬喻によつて、次の如く、

「知識 (buddhi)」によつて設定される「有」と、「知識」によつて設定されない「存在そのものとしての勝義」有とは、どのようであるか、ということを知るために、幻の譬喻の上で知らしめんとしてそれを「論」説すると、幻術者が石や木等を馬や牛として幻化するとき、1) 幻術者と、2) 眼を害つてゐる観客と、3) 眼を害つていな者との三「者」がいる中で、第一者（幻術者）においては馬や牛として見られているものだけがあり、それに対する執著はない。第二者（眼を害つてゐる観客）においてはそれ（馬や牛）を見ることとそれに執著することとの両方がある。第三者（眼を害つていない者）においては馬や牛を見る」とと「それに」執著する」との両方がない」(73a^{5~8})

と喻説され、譬喻における馬や牛は、

「幻術者の如くに、迷乱せる知識においてその如くに見られる」とによつて「馬や牛として」設定されるのであって、そなではなくして幻化されたもの（nirmita-vastu）が自からの存在そのもの（rañgi sdod-lugs）に「もつて設定されている」とふうのではない。しかし「眼を

害つている」観客においては、馬や牛として見られてゐるそれが「自からの」内なる知識によつて設定されたものとされば、「幻化された」ものとしてそこに見られてゐる馬や牛としての姿 (lakṣaṇa) いそが対境の場 (yul-gyi go-sa) をりえて「存在そのもの・勝義的なものとして」存在すると執著する」(73b^{5~4})

と。ここに、ソンカバが用いてゐるの譬喻における幻術者とは、迷乱した知識によつての馬や牛の存在を唯世俗としてのみ認め、世俗有として執著しない者、すなわち、聖者（般若中觀の瑜伽行者）であり、眼を害つてゐる観客とは、馬や牛は勝義有であると思い込んでゐる者、すなわち勝義有を主張する実体論者である。そして第三の「眼を害つていない者」とは後に説示されるであろう如く、諸仏世尊、すなわち煩惱と所知との二障のいじりごとくを断除した全くの勝義的な境界にいる者である。

かくして、「勝義有」の観念によつて、実には分別知識の所産であり唯世俗であるのに、あくまでも勝義有=諦成として執著するところに諦執が共生するという唯世俗と勝義有とについて、かくして次の如く、

「能量 (pramāṇa)」によつて所量 (prameya) が建立されるとき、能量は知識であるから、かくして所量の建立

も知識によつて設定されない」となるか、〔存在の勝義有を主張する〕実有論者 (*bhāva-vādin*) の教義によつても、〔有(存在)〕は知識によつて設定されるので」諦成は阻止されることになる」(73b⁵⁻⁶)と難詰される点に触れて、次の如く弁明している。すなわち、

「能量によつて所量が建立されるのは、〔現量と比量といふ〕〔能量にとつての対象としての〕二所量が存在そのもの (*sadod-lugs*) 「として勝義有である」と能量によつて了解される意味であるから、これと先の〔難詰〕とは全く等しくない」(73b⁶⁻⁷)

と。いのうな幻の譬喻をもつて、唯世俗という観点から勝義有を批判し、終りに、いの幻の譬喻に基いて、スヴァーダントリカ中觀派の方軌に対し、ツォンカペは、批判的な意見を述べて本章を結んでいる。すなわち、

「以上の如きの幻の顯現(馬や牛として見られているもの)は、瑜伽中觀派 (*Yogācāra-madhyamaka*) の如くに、直接知 (*pratyakṣa*) といひの自詮 (*svasaṁvید*) が、また、外境を認めるスヴァーダントリカ中觀派の如くに、方處 (*pradeśa*) 或は内 (*antarika*) が、見られた通りの対象物 (*vastu*) を把握するといひ〔六〕根の直接知

(*pratyakṣa*) によつて成り立つてゐる。「その場合、馬や牛もして」見られた通りとして無であるとは、「見られた」その通りに有であるとき、眼を害つていい者によつても「馬や牛の有である」とが見られるべきであるのに、しかも見られないが故に、という等の証因 (*līṅga*) によつて、「馬や牛の有であることが」阻止されぬ」とおいて、そこに「馬や牛として」見られるものの(世俗)とそれが空であるとの(勝義)との両方があいまいで (*tshogs-pa*) 成立する「とスヴァーダントリカ中觀派は主張するが、その」とき、「馬や牛として有であるのは」定説 (*siddhānta*) にかかるない (*a-prayukta*) 独自の言説の知識 (*vyavahāra-buddhi*) に属する虚誑と見なされることによつて、それ(馬や牛)と影像としてそこに顯現しているものが「実には」空であると証明する知識 (*buddhi*) は、「スヴァーダントリカの場合には」いかにして細と粗との「いぢれの」道理知識 (*yuktijñāna*) ともないなし。「その理由は」、独自の言説の知識に関する「定説とされない」諦成 (*satya-siddha*) 「であり、存在そのものとしての勝義有を主張する定説における諦成でない場合、すなわちスヴァーダントリカの主張する世俗有」であつても、そこに見られてい

いう意味である。拙文「自生の否定(下)」(印仏研、第一〇〇卷第一号)における⑦を参見されたい。

るの(顯現)が許されぬ(*vibhū-*)ときは、「すなわち、世俗有であるとき」、それが空とならないし、またそれが空となざれる(*vibhū-*)ときは、現前に「世俗有として」見られるものとはならないからである。それ故に、これら両方(世俗有とそれの空)がともに許されうる

(*vibhū-*)とすれば、「世俗有は」独自の知識に関する虚誑(→無明によつての仮設)としてのみ「許されうる」」(73b⁵~74a⁴)

と。

① この点に関連して、ツォンカパは、瑜伽唯識說において常用される繩と蛇との譬喻に言及して、馬や牛=蛇、木や石=繩、と見なし、結局のところ馬や牛(=蛇)としての世俗は無であるという主張に対して、馬や牛を世俗有と認めなければ、その譯謬性を知りえないとするスヴァーダントリカの立場を述べている(73a⁶~b⁵)。

② 山口益著「般若思想史」一六九頁下参見。

瑜伽唯識說における「自誑_{svasaṃvivid}」が中觀說から批判されるのはいうまでもないが、その内容については山口益著「仏教における無と有との対論」二六六~三六三頁において量(証権)の問題として詳細に紹介説明されている。

③ ハウアーダントリカが、世俗における色心二法の実有を主張していることを意味する。山口益著「般若思想史」一五五頁参見。

④ 定説として遵奉されていない知識(*a-cīra-buddhi*)、と

③、かの譬喻が意味と相応して解釈される
— T. G. S. 74a⁴~75b¹ —

〔研究〕 ツォンカパによつて、以上の如く紹介されてきた諦成→諦執への見解が、今度はプラーサンギカ中觀派の立場を通して検討されていくのであるが、まず、

「幻の〔譬喻における〕眼を害つてゐる観客の如くに、

諸有情によつて外と内とのかの諸法(馬や牛など)が諦有(satya-sattha・勝義有)と見られるとき、知識(buddhi)において見られる」とによつて「馬や牛などが」設定されるのではなく、かの「馬や牛としての」諸法の存在そのもの(sadod-lugs)が實有であると執著されるのが、無始よりはたらいている、〔諦成と〕共生の諦執である」(74a⁴~5)

と、諦成→諦執についてのスヴァーダントリカの見解を総括し、それだけでは、それが諦執に対する粗雑な理解であると述べている。プラーサンギカによるスヴァーダントリカ批判の基本点は、諸法における「存在そのもの」としての勝義有の上に、諦成→諦執を見出すのみならず、一切法

の存在が知識によつて設定された有のみ (sattā-mātra・唯世俗) であるのに、その世俗有を主張するスヴァーダントリカの見解の上にも、諦成→諦執を見出していくといふ点にある。」)のよだなプラーサンギカの見解を説明するにあたり、ションカペは、まず次の如くに、スヴァーダントリカの「世俗有」について、

「^④その際 (atra)、量 (pramāṇa・証権) によつて侵害されない知識によつて設定される諸 [法] は、言説 (vya-avahāra) として有 (世俗有) であると許すが、知識によつて設定される一切 [の諸法] が言説として有 (世俗有) であると許すのではない。なわち、「たとえば」種子より芽が生じることは知識によつて設定され、しかも芽が自からの情況よりして種子より生じることも矛盾でない、「とスヴァーダントリカはいうが、それ」は、「幻の譬喻において」幻化されたもの (nimitta-vastu) の情況よりして馬や牛として見られていることと全く同じである。これをもつて、言説として有 (世俗有) である一切が知られるべきである」(74a³~b³)

「かくして、幻は馬や牛として見られるが、しかもそれが空である如く、瓶等の一切は瓶等として見られるが、しかも瓶等として空であるというのは、幻と他の〔瓶等

の〕諸法が譬喻の意味として適応している内容 (prayoga=arthā) が、畢竟して無であるといふ」と (atyantā=bhāva) である」(74b³~4)

と述べてしまふ。しかし、スヴァーダントリカの主張する「世俗有・量 によつて侵害されない言説としての有」ということも唯世俗であり、^⑤「幻の如き有」と同質であり、存在性を持たないものである他はない」と、ションカペはいうのである。

かくして一切法畢竟無^⑥がいわれるとき、きわめて素朴な疑惑であるが、先の幻の譬喻における馬や牛の虚誑性はともかく、馬や牛と見られた石や木等の存在が問題となるその点に関連することになるが、次に、一切法なる所知の事物 (jñeyā-bhāva) の存在性が検討され、外境実在論が批判されてしまう。すなわち事物の有色 (rūpin) とそうでないもの (虛空無為) とが、分 (avayava) と有分 (avayavīn) との一異関係の上で検討され、知識 (buddhi) によつて設定されない存在そのものである諦成・諦有なる存在性が批判され、「一切の所知は諦無 (saya-asattā) であると証明される」(75a⁷~8) ことになる。興味あるのは、この部分の所説が「Śāntarakṣita 父子の書物^⑦に依つてゐる」(75a⁸) ということである。ションカペは瑜伽唯識説を「劣慧者」

と批判しつつも、その有外境論批判を依用しているのである。

以上で、スヴァーダントリカ中觀派の見解についての論執に関する説述は終るのであるが、ツォンカパは、次の如く、

「以上の如くであるとき、知識における顯現（＝分別）

によつて設定されない存在そのものは、無であつるとい

う勝義無が主張されてあつても、その「知識における

顯現」によつて設定される「名として仮設されるのみ

（nāma-prajñapti-mātra）、ない存在そのものが「世

俗の上位」有る「といふ世俗有を主張する」）」とが、か

の「スヴァーダントリカ」の見解において矛盾でないこ

とによつて、両者（スヴァーダントリカとプラーサンギカ）によつて、両者（スヴァーダントリカとプラーサンギカ）の中觀者の所滅（pratiṣedha）に対する知識の限

定（dod）が大いに相異つてゐる（75b¹⁻³）

と述べ、以下に、ツォンカパの立場であるプラーサンギカの中觀派の見解が説明される。

① gstan-min。普通の場合「畢竟無」のチマヨレ^{チマヨレ} gstan-

med である。

② T. G. S. 74b⁵~75a⁸.

③ Śāntarakṣita 父子へは Śāntarakṣita と Kamalaśīla の

b、プラーサンギカ中觀派の見解についての

論執を標挙する

①、諸法が分別によつて設置される方軌

—75b⁵~77b⁴—

【研究】 中觀派におけるプラーサンギカ（Mādhyamika-prāsaṅgikā）を代表する哲學では、必ずより本書

「入中論」の作者である月称 Candrakīrti があげられる。

その思想の特色は、すでに度々闡説されていゝことによつて知られるであるが、スヴァーダントリカの如くに世俗

有を容認し自立的な論証式を立てる仕方を否定して、専ら

相手の定説（siddhānta）を帰謬法によつて論破し、勝義

と世俗とを問わず諸法を実体視するような主張を徹底的に

批判している点にある。

このプラーサンギカの立場に立つツォンカパは、まや、

「」の「プラーサンギカ」の教義において、諸法は妄分別（vikalpa）によつて設定されるのみであるという「諸

法の」設置の方軌を知るとき、それに違反して「諸法は

とであり、その書物とは、Śāntarakṣita が造作し、Kamalaśīla が註釈している Tattvasaṅgraha のことである。この両書において、有外境論批判が詳細になされている。

諦であるべく」執著する諦執は容易に知られよべく」(75b⁴⁻⁵)と騁頭に述べ、本章の説明に入る。

本章は、諦執の問題に入る前に、一切諸法が妄分別(viññāna-kalpa)によっての唯仮設(prajñapti-mātra)であり、設定されたもの(vyavasthita)であることを縷々説いている。まず優波離所問經 Upāli-paripṛicchā^(①)を引いて、「世間は分別によつて設定されり」と述べ、続いて六十頌如理論第三七偈^(②)

「世間は無明(avidyā)を縁としていると等覚者は説きたまえるが故に、それ故にこの世間が妄分別(parikarī-tpa)であると、ふうしてなされないのか」

を引き、「諸世間は自体をもつて成立していない、分別によつての唯仮設である。」ことを述べる。続いて四百論第八章弟子治淨品の第三偈

「分別が無(mirvikalpa)にして、貪〔瞋痴〕等の上に存在性(astitva)があるにあらざるとき、眞実なるもの(bhūta-arthā)として分別されたる〔もの〕(vikalpita-arthā)を、具慧者の誰が執著しようか」

を引く。月称の四百論釈を通して「分別が有であるとされねり」とのみによつて有性であり、また分別が無ともされるににおいて有性が無であるところれらは、確實に(cavaśī-yam)繩を素材として仮設された蛇の如く、自体をもつて

成立していないものであると決定されり」(76a³⁻⁴)と説いている。ところで、ツォンカバは、引用偈によられる眞実なるものを繩に、それを見て生じた所分別を蛇に比喩して、「一切法すべてが、繩を蛇として仮設する如く、分別によって設定されていゆ」(76a⁵)とい、続いて、繩と蛇との関係を五蘊(skandha)と我(ātman, purusa)との上で論じている。その内容はりに紹介するまでもないが、まず「私は分別によつて蘊に依りて設置されているのみであつて、自体をもつて成立しているのではない」(76b¹)といへ、Ratnāvaliを引き、

「プルシヤ(puruṣa)^(③)とは何か。地なく水なく火なく風なく虚空なく識なく、すべてがないとき、それより他なるブルシヤとは何か」(76b¹⁻²)

と。ここに我・プルシヤが五蘊・六界に依る仮設であることが説かれているが、この我・プルシヤの如くに、一切法が知られるべきであると説き、やんこ、

「ブルシヤは六界の集合したものであるが故に、眞実にあらざる如く、同じく、〔六〕界の各々もまた集合したのであるが故に、眞実にあらず」

との Ratnāvali の偈を引いてしむ。かくして、一切法は繩と蛇における蛇の如き存在であり、蛇という分別を生

ぞしめる繩も集合したもの・相依相待であり、真実なるものとして存在するものでない」とが説かれ、次の如くに本章は結ばれてる。

「以上の如くであるといふ Ratnāvali の廿二」

『色』(rūpa) の事體 (bhāva) は名のみ (nāma-mātra) であるが故に、虛空 (ākāśa) やおた名のみである。大種 (bhūta) なくして色が見られないことがどうにあらうか。それ故に名のみのものはすぐれ、「勝義」としての世俗としての無である。

受と想と行と識とは、大種の如く、我 (ātman) の如くは「集合したもの」を考えられるべきである。それ故に、六界は、我にあらず】

ところ。また、仮設された言説 (prajñapti-vyavahāra) を除いた何ものが有るのか、実は「仮設やれた言説も含めた何ものも」無である世間のもの (laukika-artha) にして何ものが有るのか、とて、勝義として名のみ (nāma-mātra) も無であり、言説として名の言説によつて設定されるものだけを除いた何ものも無である、と説かれる如く、名として仮設されるものみとして「一切法は」存在する。それらを確知するといふ、一切法は、依りて (upādāya) 立つれるべきものであり、依りて仮設

されたものであり、依りて生じているものであるから、自体をもつて成立してしまるものでなく、他なる言説によつて設定されない自立的な自体 (svātantrika-svabhāva) でなく、何らかの法 (dharma) が有であると設定されるときにむ、〔それが〕仮設やれたまの (prajñapti-artha) であるいふを尋求するいふべく設定されてしまふ「法である」にふたん確知すべきであら」 (77a⁵~b⁴)

(1) T. G. S. 75b⁶~7, Upāli-paripṛečhā, P. T. P. vol. 24, No. 760 (24), 127b⁴~5, ホウヒア語九音節五句の偈體。

(2) T. G. S. 75b⁸~76a¹, ハリヒルが説いてる詠偈は別行本偈 (P. T. P. vol. 95, No. 5225) のも。

(3) 月称の六十頃如理論釈の第II七偈下で同様の意味が述べられてる (P. T. P. vol. 98, No. 5265, 25b⁵~26a¹)。

(4) T. G. S. 76a²~3, 四百論 P. T. P. vol. 95, No. 5246. 10a¹~2, ホウヒア語七音節四句の偈。

(5) P. T. P. vol. 98, No. 5265, 149a⁵~6. 三口並著「中觀仏教論疏」III[五頁参考]。

(6) T. G. S. 76b¹~2, Ratnāvali, P. T. P. vol. 129, No. 5658, 132b⁶~7, ホウヒア語七音節四句の偈。

(7) ハラハカバダ、の「アルシャ」を「puruṣa ～た pudgala (人) ～ salta ～ aham ～ ātman ～」 (76b²) の説明。

(8) 「我 (ātman) の如く、その如く、一切有情は知らぬ、一切

有情の如くその如く一切法が知られる」(チャム・詔十一音節1句の偈)と云ふ釋提偈 Ārya-prajñā-pāramitā-saṅcaya-

gāthā (P. T. P. vol. 21, No. 735, 3a^{6~7})。アーヤがれじ。

(9) T. G. S. 76b^{7~8}, Rāṇavāli, P. T. P. vol. 129, No.

5658., 132b^{7~8}. チャム・詔七音節四句の偈。

(10) P. T. P. vol. 129, No. 5658., 133b^{3~4}. チャム・詔七音

節八句の偈。

(11) 本章における以上のような中觀説は、チャムカバによると、「仏護 Buddhapālita と寂天 Śāntideva と軌範師 (月称) との三(三人)による、聖者父子 (龍樹 Nāgārjuna と聖提婆 Āryadeva) 一人の「教えに対する」釈解は不共である」(77a⁶)。ハルカベにて。いに、チャムカバによると、龍樹→聖提婆→仏護→月称→寂天という系譜が明示されてい

(2) それに違反して執著する諦執を説く
—77b^{4~80a¹}—

〔研究〕 チャムカバは、諦成→諦執のあり方を、
本章の劈頭に、

「先に解釈した唯名言説 (nāma-vyavahāra-mātra) によって設定されていない有 (sat)^①として執著するが、諦 (satya) として勝義 (paramārtha) として実性 (bhūta) として成立するらしい」と諦成であり、また「それは」自体 (svarūpa) をもって自相 (svalakṣaṇa) をも

て自性 (svabhāva) をもって有であると執著する」(1) (諦執) を共に生じる。(77b^{4~8})

と説き、続いて、

「スヴァーダントリカ中觀派は、諦 (satya) 「・勝義・実性」等の三として成立するものが「諦法なし」所知 (jñeyā) においてありえないと認めて、自体 (svarūpa) 「・自相・自性」をもつて成立する等の三は言詰として有 (世俗有) であると認める。すなわち真実 (atītva) がきわめて細 (sūkṣuma) である」とにおいて容易に了解できない者を、それ (真実) に導くための大きな方便善巧 (upāya-kauśalya) とするのである」(77b^{6~8})

と、スヴァーダントリカ中觀派の「世俗有」の見解が方便善巧のためであると見なし、以下に、プラーサンギカ中觀派の見解を表明していくのである。

先章に見た如く、プラーサンギカ中觀派の見解は一切法は分別によつて設定された唯名仮設としての有 (存在) のみであるといふのであるから、それに違反する「分別によつて設定されていないかの自性 (svabhāva)」それを、所滅の我 (pratiṣedhya-ātman)」(77b⁸) とする。いに、この自性なる我が人 (pudgala) が法 (dharma) との上で有として執著され、それが否定されたり人に法二無我が説

かかる。ゾンカペは、月称の四百論釈^⑤を引いて、

「その中、我 (ātman) と/orのは、およそ諸法の余他
のものに依属しない体であり自性 (svabhāva) である。
それが無いのが無我 (nairātmya) である。それ (無我)
は、法 (dharma) と人 (pudgala) との区別によつて
IIとして了解される。すなわち法無我と人無我といわれ
る」

ハハ。ともあれ人無我法無我として否定されるべき「我
(ātman)」に執著 (grāha) して、「我として執著すること
(ahāmikāra) 」よへ、有るにあひざる我を有であるとい
ふよりに見なし (upalakṣaya)。それこそを諦として固
執する (satya-abhinivesa→satya-grāha)。すなわちかの
我は諦成であると執著する」(78a^{6~7})。」の我執 (ahāmikāra)
は、当然のことながら我所執 (mamakāra) を共に生
起し、それが「我 (ahām, ātma) 」の我所 (mama, ātmīya)
と/も是の如きの行相 (ākāra) としてたゞく染汚の慧
(kliṣṭa-prajñā) と/もの有身見 (satkāya-dṛṣṭi) である」
(78a⁷)。」、「我」の執著は、我は実有 (諦成) であ
るが、それに生じるのであるが、それが主体的なもの
——ツォンカペの言葉でいえば、「自相続」——とされる
も我執我所執 (ahāmikāra-mamakāra) なり、客観的

に対象化されるとも、人法の我への執著 (ātma-grāha) とな
る。

かくして、人法の我への執著 (ātma-grāha) が基盤とな
つて、そこに我執我所執 (ahāmikāra-mamakāra) がはた
らく、それが無明 (avidyā) の世界である。ゾンカペ
は、その点について、空性七十偈の第六四～六五偈

「因と縁とより生じて、空性七十偈の第六四～六五偈
分別するのは、説者 (仏) によって無明と説かれた。そ
れより十二支が転起する」^⑥

「眞実を見るが故に、〔諸〕事物は空であると確知する
とき、無明は転起しない。それが無明の滅である。それ
故に十二支が転滅する」^⑦

と、法界讚嘆 Chos-dbyins bstod-pa^⑧

「我と我所と/も執著によへ、その限り外物を妄分別
する。二種の無我を見るとも、有 (bhava・輪廻) の種
子は止滅する」^⑨

等を引く、やむ」と、

「『それ故に』、一切の煩惱もすべて愚痴 (moha) を除
くことよつて除かれる。縁起が見られるとき、愚痴
(moha) は生起しない。それ故にあらゆる努力によつ
て、(四百論) において「縁起についての」論

説 (kathā) のみを語るべきである^④

と「四百論に」説かれている。是の如く説かれる愚痴 (moha) は、三毒の「煩惱の」隨一である愚痴を表示しているのであるから、有染汚の無明 (kliṣṭa-avidyā) である。かの無明を止滅することにおいて、空性が縁起せるものとして出現する (ud- \sqrt{gam}) 甚深なる縁起の意味を了解すべきであると説かれている」 (79a⁶~b¹) と述べている。

以上のようなツォンカパの説明によつて、プラーサンギカ中觀派における「諦執」とは、有染汚の無明を基因とする我執我所執であり、その背景に人法の二我を執持する諦成があるのである。従つて、この「諦執」はツォンカパによって煩惱障とされている。これに対して、スヴァーダントリカ中觀派における「諦執」は、存在そのものとしての勝義有を執持することのみをいうのであり、法執としての所知障とされている。

かくして、「諦執」の問題を通して、スヴァーダントリカとプラーサンギカとの見解の相異がツォンカパによつて説明されてきたのであるが、その諦執を、自己の我執我所執なる無明→煩惱の上に捉えようとするプラーサンギカは

より主体的であり宗教的であるといえるであろうし、それを、勝義有を主張する実体論の上に限つて捉えようとするスヴァーダントリカはより哲理的であり理論的であるといえるであろう。というのは、このように、ともに中觀派として「勝義無——哲学的な真理というよりも、人間の煩惱・執著の根拠を奪う宗教的な事実を指す——」を主張 (pratījñā·宗) しつつも、そこに微妙な相異点があるのは、一方においては、「世俗有・実世俗」を「世俗の真実・世間の証権」として認め、勝義無なる空性の真実が、世俗有として後得清淨世間智の浄化の役割（方便善巧）をはたすという意味を持たしめ、世俗現実における証権を肯定的に認めた上で、それをもつて実体論者の虚誑性を問題とし批判していくこうとした後者の「世俗有→勝義無」の立場と、他方において、世俗現実をあくまでも「唯世俗」として否定的に見つめつつその自己矛盾（無明）を明らかにしていくこうとした前者の「唯世俗||勝義無」の立場とによるのである。^⑤ ツォンカパが、この前者の立場をもつて、仏教の正統派と見きわめている事実は意義深い。^⑥

① ここに「有」とあるのは、「勝義有」はもとより、スヴァーダントリカの承認する「世俗有」をも指し、それらを批判せんとするのである。

- (2) T. G. S. 78a^{2~3}, 四百論 P. T. P. vol. 98, No. 5266, 214b⁷~215a¹, 四百論第十一章破見品の第一四偈に対する註文である。
- (3) 俱舍論に「執我及我所是薩迦耶見 (ātmadrśtiātmīya-dṛśtivā satkāyadṛśiḥ)」(冠導第十九卷六 a' Skt. p. 281, l. 19) 等と説かれで、¹⁰。
- (4) T. G. S. 78b⁸~79a¹, 「空性七十偈」P. T. P. vol. 95, No. 5227, 「空性七十偈」については、山口益「竜樹論師の七十空性偈」(「仏教研究」第五、六巻に連載)、「仏教学文集上」春秋社・昭和四七年[月刊に所収]を参見されたい。
- (5) T. G. S. 79a^{3~4}.
- (6) T. G. S. 79a^{4~5}, Dharmadhātu-stotra, P. T. P. vol. 46, No. 2010, 76a^{3~4}. チュラ詠七音節四句。竜樹の作といわれて、¹¹。
- (7) 「有的種子が止滅する」という点について、重ねて、四百論第十四章破辺執品の第五偈で、「対境の上に無我を見ゆしき、有的種子は止滅する」が、シカノカバは引いていふ。
- (8) 四百論第六章断煩惱の方便を説く品の第一〇偈で、¹²と第一一偈。チベット訳七音節六句の偈。山口益著「中觀仏教論稿」1111頁参見。

(9) 以上のショーンカペの所説に關しては、拙著「インド大乘仏教における如來藏・仮性の研究」(文栄堂) 1115頁脚註¹³を參見されたい。

(10) 長尾雅人博士は、この「世俗」についてのスヴァーダントリカとプラーサンギカとの相異を「世俗」の原語の上で説明している。すなわちスヴァーダントリカの「世俗」とは saṃvṛtti (起→言説) であり、プラーサンギカの「世俗」とは saṃvṛti (覆障) であるという(「中觀哲学の根本的立場」哲学研究第三十一卷第一冊)。

(11) ショーンカペは、自著「菩提道次第論」(P. T. P. vol. 15, No. 6001)において、「以上の如く聖者父子に隨うかれり大いなる中觀者の中に、プラーサンギカとスヴァーダントリカとの相異せる二派があるが、その何れに隨うべきか、JHわば、JHRはプラーサンギカのあり方に隨行するものである。……〔プラーサンギカが〕聖者父子の諸論書とよく一致することが見られ、それ故にそのあり方を承認すると共に……必然的にプラーサンギカの主張が受け入れられねばならないのである」(長尾雅人著「西藏仏教研究」一八九頁参見) と述べている。

[昭和四六年六月三〇日、試訳 [I] 完]
(本学助手 仏教学)